

# 伊予市社会福祉協議会社協だより有料広告掲載に関する要綱

平成20年1月29日

要綱 第9号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、広報活動にかかる財源確保及び地元企業等の活性化を図ることを目的とし、伊予市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が発行する社協だより「いよし社協だより」（以下、「社協だより」という）への有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関係するもの
- (4) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に関係するもの
- (5) 購買意欲を必要以上にそそる内容であるもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 暴力団その他反社会的団体が関与するもの
- (9) その他会長が広告掲載を不相当と認めるもの

## (広告掲載の業種等)

第3条 広告掲載することができる業種及び事業者並びに広告の内容は、別表に定めるとおりとする。

## (広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号の規定に該当しないものの広告
- (4) 前各号に掲げるものの他、会長が適当であると認めるもの

## (広告の規格と掲載位置等)

第5条 広告の規格等及び掲載位置については、次のとおりとする。ただし、表紙は除く。

区分	規格
1号広告	ページの最下段とし、縦50mm×横180mm
2号広告	ページの最下段とし、縦50mm×横84mm

- 2 広告の掲載は、1広告主について社協だより1号につき1枠限りとする。
- 3 広告を掲載するページ及び場所については、会長が決定するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、社協だより、協議会ホームページ等において行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者は、社協だより広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添えて、あらかじめ指定された期日までに、会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 会長は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、「いよし社協だより」広告掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 広告の申込みが該当広告枠数を超えた場合で、かつ、会長が広告掲載者として適当と認めるときは、協議会において抽選し決定するものとする。

3 第1項の広告掲載の決定を受けた者(以下、「広告主」という)は、会長が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

(広告原稿の審査)

第9条 会長は、前条第3項に規定する広告原稿が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載審査委員会)

第10条 提出された広告原稿を審査するため、伊予市社会福祉協議会広告掲載審査委員会(以下「審査会」という)を設置する。

2 審査会の委員長は事務局長を、委員は次長、総務係長、地域福祉係長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第11条 審査会の会議(以下「会議」という)は、広告内容、広告掲載等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

2 会議は、委員長が主宰する。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を依頼し、その意見又は説明を聴くことができる。

(掲載料及び納入方法)

第12条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

広告区分	掲載料金
1号広告	18,000円
2号広告	10,000円

- 2 広告主は、前項の掲載料金について該当広告を掲載すべき社協だよりの発行日より20日前までに、直接事務局窓口に納付又は指定口座へ振り込まなければならない。
- 3 広告掲載料は、原則として一括納付するものとする。ただし、複数月にわたり継続掲載するもの、又は会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 4 会長は、広告掲載を希望する社協だよりの発行日において、広告主が協議会の特別会員である場合は、第1項の掲載料金に100分の10を乗じて得た額を減額することができる。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告記載の取り消し)

第14条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による広告掲載を決定したのちにおいても、当該決定の内容を変更し、または解除することができるものとする。

- (1) 会長が指定する期日までに広告原稿を提出できなかったとき又は広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 社協だより発行上、重大な変更が生じたとき
- (3) 社協だより編集上、重大な支障が生じたとき
- (4) 広告の内容に虚偽の記載があった場合
- (5) 申込者が刑事罰に処せられた場合
- (6) その他会長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

(広告掲載料の還付)

第15条 広告掲載料は、還付しない。ただし、協議会の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月29日より施行する。

別表第1（第3条関係）

<p>業種及び事業者</p>	<p>次のいずれにも該当しないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種</li> <li>(2) 風俗営業類似の業種</li> <li>(3) 消費者金融に関するもの</li> <li>(4) たばこに関するもの</li> <li>(5) ギャンブルに関するもの</li> <li>(6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者</li> <li>(7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種</li> <li>(8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの</li> <li>(9) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者各種法令に違反しているもの</li> </ol>
<p>広告の内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次のいずれにも該当しないもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権侵害、差別、名誉き損のおそれがあるもの</li> <li>(2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの</li> <li>(3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの</li> <li>(4) 協議会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの</li> <li>(5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの</li> <li>(6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの</li> <li>(7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの</li> <li>(8) 社会的に不適切なもの</li> <li>(9) 国内世論が大きく分かれているもの</li> </ol> </li> <li>2 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から、次のいずれにも該当しないもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現射幸心を著しくあおる表現のもの</li> <li>(2) 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないものの虚偽の内容を表示するもの</li> <li>(3) 法令等で認められていない業種・商法・商品</li> <li>(4) 国家資格等に基づかない者が行う療法等</li> <li>(5) 責任の所在が明確でないもの</li> <li>(6) 広告の内容が明確でないもの</li> <li>(7) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサ</li> </ol> </li> </ol>

	ービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
3	青少年保護及び健全育成の観点から、次のいずれにも該当しないもの (1) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。 (2) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの (3) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの (4) 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの (5) ギャンブル等を肯定するもの (6) 青少年の人体、精神、教育に有害なもの